

印紙

ソフトウェア保守契約書

お客様（以下甲という）とはるかシステム研究所（以下乙という）は、乙が提供するソフトウェア、「LogisticaTRUCKServer-II距離計算サーバ」（以下当該ソフトという）に関し次の通りソフトウェア保守契約を締結します。

第1条 ソフトウェア保守契約の対象

乙が甲に提供した当該ソフトと当該ソフトを構成するサーバデータベースの市区町村・郵便番号データおよびDLLモジュール（以下当該更新対象データという）が対象となり、ソフトウェア保守サービスを提供します。

第2条 当該ソフトの導入場所

お客様

〒XXX-XXXX 所在地住所

第3条 ソフトウェア保守サービス

1. 乙は下記のソフトウェア保守サービスを提供します。

(1)導入後のバグを解消します。

(2)操作方法・出力内容などの問い合わせに対応します。

(3)障害発生時の発生箇所の切り分けをします。

(4)導入後の新規JIS市区町村コード・郵便番号のデータ更新をして住所DBは最新状態にします。

(5)年間保守契約中は要望事項ほかのマイナーバージョンアップ機能を提供します。

2. ソフトウェア保守サービスの提供方法

前項の(1)(2)(4)(5)については当該ソフトが自動で更新、またはデータ媒体ほかを提供して

更新します。

第4条 当該ソフト導入・稼働時のサポート

1. 甲が当該ソフトの各構成ソフトを各コンピュータ（以下PCという）にインストールする際に、

乙が示す導入手順通りに動作しない場合に、乙は甲に対して、対処および措置方法を提供します。

2. 乙が提供したソフトウェア、および動作手順が、甲の導入先のPCで、乙が示す動作をしない

場合、乙は甲に対して、対処および措置方法を提供します。

第5条 当該ソフト導入・稼働時のサポートの範囲外

1. 下記の事項は当該ソフト導入・稼働時のサポートの範囲外となります。
 - (1) 当該ソフトの導入時に、当該ソフト動作する上で、甲が必要なハードウェアおよびソフトウェアからなる動作環境をPC上に構築する環境を作業
 - (2) 当該ソフトが稼働するPCの動作環境を保持すること

第6条 ソフトウェア保守契約の更新

1. ソフトウェア保守契約期間満了の30日前までに甲または乙が相手方に対し契約期間を延長しない旨の書面による通知をした場合を除き、ソフトウェア保守契約は自動的に1年間延長されるものとします。
2. ソフトウェア保守契約後、乙は甲に対して、すみやかにソフトウェア保守契約期間の延長手順を提供します。

第7条 ソフトウェア保守契約とその支払い

甲は、年間ソフトウェア保守契約料金として、当該ソフトのクライアントライセンス本数に対応する金￥ （消費税別）を乙の指定する銀行口座に振り込むものとします。

第8条 秘密の保持

甲および乙は、本契約に関連して知得した相手方の業務上の資料または情報を相手方の文書による承諾なくして第三者に開示してはならないものとします。

第9条 協議

本契約の条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決をはかるものとします。

第10条 その他

本契約にかかる紛争は、東京地方裁判所を管轄裁判所として解決するものとします。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、甲乙各自記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

令和□□年□□月□□日

甲：

乙：埼玉県春日部市増富437-7 はるかシステム研究所 代表 □□□□